

【野村主査】 それでは、定刻がまいりまして、まだ委員で若干お見えでない方おられますけれども、ただ今から基本問題小委員会の第5回を開催いたします。

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、本日の議事の公開につきましては、予定されている議事内容を参照しますと、特段非公開とするには及ばないと思われまますので、既に傍聴者の方には入場していただいているところですが、特にご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野村主査】 それでは、本日の議事は公開ということで、傍聴者の方にはそのまま傍聴いただくことにいたします。

議事に入ります前に、事務局に人事異動があったようですので、ご報告をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、事務局の人事異動をご報告申し上げます。

仕事の都合でまだ見えておりませんで、申し訳ございませんが、7月30日付けで、文化庁次長に吉田大輔が就任してございます。

それから、同じく7月30日付けで、文化庁長官官房審議官に就任いたしました芝田政之でございます。

【芝田審議官】 芝田です。どうぞよろしく願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、まず事務局から、配布資料の確認をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の下半分をご覧ください。

まず、資料1といたしまして、「基本問題小委報告(案)概要」をお配りしております。こちら2枚紙となっております。また、資料2といたしまして、報告案の本体をお配りしております。こちらは両面で113ページまでとなっております。最後に、資料3といたしまして、「委員提出意見まとめ(案)」をお配りしております。こちらは両面で16ページとなっております。

以上でございますが、落丁等ございます場合には、お近くの事務局員までお声かけください。

【野村主査】 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りますが、本日は、事前にお知らせしましたとおり、基本問題小委員会の報告案について意見交換を行いたいと思います。

まず、事務局から報告案について説明をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 それでは、報告案につきまして、資料2に基づきまして説明を行いたいと思います。説明に当たりましては、第1章から第3章までの記述の部分と、第4章の記述の部分と大きく2つに分けてご説明申し上げたいと思います。

まず、1つ目の第1章から第3章まででございますが、前回、第4回の基本問題小委員会におきまして、第1章から第3章までを記述した報告案をお配りし、委員の皆様方からご意見をいただいたところでございます。その際のご意見等を踏まえまして、修正した箇所について説明をいたしたいと思います。

まず、お手元の資料2の2ページ目をご覧ください。

「こうした方針の下」から始まる下から2つ目の丸の1行目につきまして、前回の議論を踏まえ、「著作権保護の意義」という文言を「著作権制度の在り方」という文言に変えてございます。

また、同じページの最後の丸の1行目から2行目にかけて、「ヒアリングの対象者から示された意見を」という文言を追加してございますが、これは第1章の第2節及び第3節が、あくまでもヒアリング対象者の意見であるということをより明確にする趣旨で追加したものでございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

上から3つ目の丸、「以上を踏まえ」という書き出しの箇所でございますが、そのこの部分で、第4回で配布した報告案では「日本版フェアユース」という文言となっておりますけれども、現在、議論が行われております法制問題小委員会におきまして、この文言を「権利制限の一般規定」という文言で統一するということになりましたので、そのことを受けまして、こちらの方も「権利制限の一般規定」というふうに文言を統一してございます。

続きまして、8ページ目をご覧ください。

第2章が始まる箇所でございますけれども、書き出しの最初の丸の部分、これを追加してございます。これは第1章と第2章以下の位置づけの違いを明確にするとともに、先ほど申し上げたことと同じ趣旨でございますけれども、第1章の2節、3節がヒアリング対象者の意見であるということを明確にする趣旨で追加したものでございます。

次に、お隣のページですけれども、9ページの上から2つ目の丸をご覧ください。

「こうしたメリットを実現するためには」という書き出しで始まる箇所でございますけれども、この部分につきましては、前回の小委員会におきまして、報告案の記述があたかも現行の

著作権法制を変えないことを前提にしているような印象を与えかねないというご指摘がありましたことや、また、著作権の契約に係る検討というものは著作権制度を取り巻く環境の変化に起因すると言えるので、もう少し前の方に記述すべきではないかといったご意見が出されたことを受けまして、追加したものでございます。

以上、1章から3章までについて、前回お配りした報告案から記述を修正した箇所を中心にご説明いたしました。

続きまして、第4章以下でございますけれども、お手元の資料でございますと13ページ以下でございます。

この第4章の部分、13ページ以降につきましては、事前に委員の皆様方にお送りしてご確認いただいているところでございます。一部ご意見を事前に賜っておりますので、その点も含めましてご説明申し上げます。

まず、13ページでございますけれども、第4章全体の構成について、委員の皆様方に事前送付したもののから若干修正を行っております。事前にお送りいたしました資料では、委員提出まとめ案、本日の配布資料で申し上げますと資料3に当たる資料でございますけれども、この資料における整理に基づいた記述を行ってありましたところ、本日お配りしている報告案につきましては、整理を行い、具体的にはいきなり検討課題を事項列挙するのではなく、例えば(1)の「新しい時代に対応した著作権構想の在り方」といったものについて付言した上で整理をいたしております。

書かれている内容につきましては、基本的には同じでございます。

また、15ページの、「意思表示システムの構築」という文言がございますけれども、この点については、いわゆるソフトローの重要性というものについて、委員の皆様方から種々ご指摘をいただいたことを踏まえまして、現在、文化庁の方で取り組んでおります意思表示システムについての記述を追加してございます。

最後、18ページをご覧ください。

「その他にも」という出だしで始まる部分の箇所でございますけれども、この部分につきましても前回ご議論をいただきました点を踏まえまして、主に「ダビング10」の部分についての記述を追加してございます。具体的な内容は、ここにあるとおりでございます。

資料2につきましては以上でございますけれども、基本小委の報告書本体といたしましては、21ページ以降に付属資料を4つほど付けております。少々この部分で厚くなってございますけれども、一番重要なのは、付属資料の3、委員提出意見まとめというものも併せて付けておりま

す。こちらの方をご覧いただければ、報告書本体の方の記述で必ずしも反映されなかった意見といったものにつきましてもまとめさせていただいておるところでございます。

資料2につきましては以上でございます。

そのほかにも本日、資料1、資料3をお配りしておりますけれども、資料1につきましては、報告案本体の内容を簡単にまとめたものをご用意させていただきました。内容につきましては、恐縮ですが割愛させていただきます。

また、資料3でございますけれども、こちらの方も前回出された委員のご意見を踏まえまして、網掛け部分について加筆、修正をいたしてございます。

以上、簡単ではございますが説明といたします。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

ただ今の事務局の説明にもありましたように、委員の皆さんに事前に送付したもののから第4章の記述に若干変更があるということですので、そのあたりもご確認いただきながら、報告案について意見交換を行いたいと思いますが、ご質問も含めましてご意見ある方はどうぞ、ご自由にご発言いただきたいと思います。

大林委員、どうぞ。

【大林委員】 資料1のこの報告案概要については、2ページのところの右側の方に、「私的録音録画補償金制度」というのがありますが、「コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護に関して関係省間において検討」となっているのですが、これがまとめということでしょうか。

【壹貫田課長補佐】 すみません、もう一度お願いできますでしょうか。

【大林委員】 資料1の2ページの右方の「私的録音録画補償金制度」というところで、「コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護に関して関係省間において検討」と書かれているのですが、この問題はこの方向でこの先も行くということでしょうか。

【永山課長】 この問題につきましては、審議会との関係では、昨年1月の著作権分科会の報告において、審議会という場を離れて関係者間での協議の場を設けるという内容の報告をいただいております。それを受けまして、私どもとしても関係者間の協議会を開催する方向でいろいろ調整してきたのですが、現状は訴訟との関係もあり、協議会という形での開催が難しいという状況がありました。

この問題の解決に向けて検討する場合には、私ども文化庁だけではなく、経済産業省の協力が必要になります。報告書の16ページには若干具体的に書いておりますが、そういう観点から、

現在、両省で補償金の問題も含めたコンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護に関する検討会を設けまして、いろいろな関係者からお話を聞いたり、また有識者の方からお話を聞いたりする中で、両省として今後この問題についてどう考えていくのか、どういう解決が可能なのかということ、現在、経済産業省と協力して検討を進めているのが現状でございます。提示させていただいていますこの報告案においては、そういう両省間の検討を今後とも引き続き進めていくということを前提に、現状について記載させていただいております。

【大林委員】 今のご趣旨からいくと、関係省間において「も」を入れていただくと、分かりやすいかなと思いますが。

【永山課長】 その方向で検討させていただきます。

【野村主査】 ほかにご意見いかがでしょうか。

宮川委員、どうぞ。

【宮川委員】 今日いただいた資料2の19ページですけれども、第2節、まとめのところ、最初の丸の以降で、各検討課題について整理を行っていただき、「第3節 現行の著作権施策に係る検討課題」と「第1節 著作権法制に係る新たな検討課題」と「第2節 著作権法制上の引き続きの検討課題」というのが出てくるのですけれども、どこを指しているのでしょうか。

【壹貫田課長補佐】 間違いでございます。前の第4章のときの整理の記述が残っているかと思しますので、失礼しました。

【宮川委員】 そうですね。どうも、少しずつ変わっているようです。

【壹貫田課長補佐】 ええ。

【宮川委員】 4章の中に書いてある、第1節に書いてある検討課題について、順次反映するようにお願いします。

【壹貫田課長補佐】 さようでございます。申し訳ございません。

【野村主査】 これはちょっと事務局の方で修正してください。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

前回は、第4章については、文章の形ではご覧いただいておりますので、特に第4章について何かお気づきの点はございますか。内容的にはよろしいでしょうか。

石坂委員、どうぞ。

【石坂委員】 資料1の2ページの検討課題の中の「著作権に係る教育及び普及・啓発」で、私どもレコード協会も、大手レコード会社の会議室などを使って、修学旅行に来る中学生を中心に、著作権のやさしいQ&Aなどを中心として、結局は違法ダウンロード撲滅キャンペーン

の一環なのですが、著作権というものは目に見えないけれど、こういう重要な人間文化の権利なのですよと、これを正しく認識して正しく音楽を聞きましょうというようなことをやっているわけですが、ほとんど知らないのですね。

それで、この丸の1番の「著作権に係る教育」。「義務教育段階からの学校教育における著作権教育の一層の充実」、これすごくいいと思うのですが、今、小学校において、指定教科書などで著作権のことがどの程度出てくるのか教えていただけますか。

【野村主査】 では、事務局の方からお願いします。

【鈴木課長補佐】 現在の学校教育の現場の中では、小学校につきましては特に著作権、知的財産権に関して取り扱うことの記述は、たしかまだ入ってはいないかと思います。ただ、広い意味での情報モラルといったところの中では、小学校の段階でもやはりさまざまな情報が取り扱われており、その中で著作権についても扱うことができると承知しておりますし、まだケースは少ないのかもしれませんが、授業の中で著作権について取り扱うことを積極的に行っている学校や先生方はおられると承知しております。

【石坂委員】 1点強調しておきたいのですが、中学生などに義務教育の一環で啓蒙したり教育することは重要ですが、まず先生があまり関心を持ってくれない。教師、教官にしっかりと基礎的なことを教える姿勢と修養を施すということを、できればぜひ大きなアジェンダとして取り上げていただきたいと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかに。

宮川委員、どうぞ。

【宮川委員】 すみません、意見を出せと言われた締め切りには、海外出張中でコメントをお出しできなかったものですから、当日申し上げるようにということでしたので、申し上げます。委員の意見のまとめ、付属資料3の、私的録音録画補償金制度の途中の最後の意見として、私の意見が37ページに記載されていますが、最後に括弧書きで、「(ただし、ユーザーが契約に従うことを前提にするため、ユーザーがモラルを持ち合わせていなければこの方向性は採りえない。)」というふうにかなり断定したことを言っているのですが、今、石坂委員からご発言があったように、いろいろな機会を通じて、著作権のルールを普及しようとしている努力もあるわけですので、このような断定したような言葉は避けて、今後、ユーザーのモラルという問題については期待するというので、削除しておいていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

【野村主査】 括弧の部分を削除するのですね。

【宮川委員】 はい。「ただし」のところの括弧書きのところを削除していただけたらと思っております。

【野村主査】 ほかにご意見はいかがでしょうか。
どうぞ。

【苗村主査代理】 今、教育の関係の話が出て、私も大変に重要なところだと思いますが、本文ではなくて概要の方、2ページ目の先ほどのご指摘があった辺りで、ちょっと表現が分かりにくいので教えていただきたいと思います。

真ん中の検討課題は「著作権に係る教育及び普及・啓発」と書いてあって、2つの丸に分かれています。上の方で、「著作権に係る教育」とあり、その1番目は先ほど来のお話があったように、学校教育の話です。その次に、「学校教育のみならず、著作権の普及・啓発活動を更に充実することが必要」とあって、さらにその下の丸で「著作権に係る普及・啓発」と書いてある。

この区別がよく分からないので、もし学校教育以外の場の教育というのであれば、そう書いていただいた方がよいと思います。

【壹貫田課長補佐】 かしこまりました。

【野村主査】 これは、報告の概要ということで作っていただいていますので、ちょっと内容が分かるような形で整理をしていただきたいと思います。

【壹貫田課長補佐】 ご指摘いただきましたことを、ちゃんと整理したいと思います。失礼しました。

【野村主査】 ほかに何かお気づきの点がありますでしょうか。

本日、これをお認めいただきますと、この小委員会の報告ということで、その結果を踏まえて、次期以降に具体的な問題について検討していただくことになろうかと思っております。その辺の点も、今日の段階で特にご発言がございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、瀬尾委員、どうぞ。

【瀬尾委員】 報告書に関して、私は特別コメントすることは今のところないのですけれども、実際にこれで問題点を抽出したと思っております。

ただ、問題点を抽出してただ並べただけで一般論としてこのまま落としてしまうと、紙の積み重ねになってしまい非常にもったいないと思いますし、この中の問題点をどのように制度化する、もしくは制度化できる可能性があるかを実務的に検討したり、これを継続して今の時代

に直接活かせるような具体的なアクションに落とし込まないと、この基本問題小委員会はただの理想論なり問題点の抽出で終わってしまうということを非常に危惧しております。

この報告書はまだ漠然とした部分があります。ただ、非常に大事な部分がたくさん含まれていると思っております。ですので、これを具体的に、今のこの非常に大きく変化している時代にどのように活かしていくのか、そして、どのような施策に結び付けるのかを具体化するプロセスを実現化していただきたいと思っております。それがこの文化庁の委員会であるのか、さらにもうちょっと広範な委員会であるのかは内容によってお考えいただきたいと思っておりますが、非常に時代の流れが早い中で、早いタイミングでこれを具体化するための何らかの検討の場をお考えいただいて、次年度と言わずに、この発表を、大体が決まってくるのと同様ぐらいいでもスタートさせていくことが、スピード感としてはおそらく望ましいのではないかと思います。

いろいろな制度上、このようなものは年度、年度で区切っていきますが、そうすると、やはり具体化が遅れる傾向があるように私は思います。1年ごとに締めくくり、もう1年待って、さらに次の1年というような実施策では、ここの中に書いてある問題はそもそも基本論から反してしまう可能性があります。特に後半、ヒアリングを基にした貴重な検討が行われたと思っておりますので、それを活用できるような政策、施策に結び付けていけるような次の段階というものを期待したいと思います。これは、文化庁をはじめとした各省庁の検討の中で、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかにこの点はいかがでしょうか。

特によろしいですか。まだ大分時間が残っていますが、事前にご覧いただいているところではありますけれども。

それでは、特にこれ以上ご発言がないということでしたら、これで報告案をお認めいただいたこととしたいと思います。報告案の表現について、多少修正すべきところをご指摘いただいておりますので、その点につきましては、私と事務局の方に一任いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【野村主査】 どうもありがとうございました。

本日の議題は以上でございますが、本小委員会では、前期から計9回にわたって、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の今日的意義という観点から検討してまいりました。本小委員会といたしましては、今般の報告の取りまとめをもちまして、一定の結論を得るとい

うこととなりますが、来期以降はこの報告で示された課題を含めまして、個別に検討していくことになろうかと思えます。

先ほど、瀬尾委員からのご発言がございましたけれども、その際には、本報告に示されておりますような基本的な視点というものを常に念頭に置きつつ検討していただければと思っております。

最後になりましたが、皆様におかれましては、これまで精力的にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、芝田審議官から一言ご挨拶をお願いいただければと思えます。

【芝田審議官】 吉田次長がちょっと間に合いませんでしたので、私の方から御礼を一言申し上げたいと思えます。

今、主査からございましたように、9回にわたり大変精力的にご議論賜りまして、誠にありがとうございました。

本小委員会におきましては、ともすればデジタル・ネットワーク社会における著作物の流通について、障害となっているとも言われかねない著作権制度の今日的な意義について、ご議論を賜りました。そして、どのような方向性をもって今後検討していけばいいのかということで、今主査からもございましたし、委員の先生方からもございましたように、具体的な今後の課題について整理をしていただいたと考えております。

今後は、委員のご指摘にもございましたように、時代の進展から遅れることのないように、この著作権制度によりまして適切な著作物の保護が図られるとともに、新しい利用の形が促進されますように、私どもも精力的に検討をしてみたいと考えております。

最後になりましたけれども、改めて皆様方のご尽力に感謝を申し上げまして、締め言葉にさせていただきます。どうもありがとうございました。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 委員の皆様方におかれましては、本日まで精力的なご議論を賜り、ありがとうございました。

事務局といたしましても、先ほど瀬尾委員や野村主査の方のお話にもございましたように、報告書に示されております基本的な視点に基づいて検討が行われるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

なお、本報告書においておまとめいただいた内容でございますけれども、毎年1月下旬に小

委員会報告を分科会報告という形でまとめておりますので、来年1月に開催予定の著作権分科会において報告する予定といたしております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、第5回基本問題小委員会を終わらせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。